

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段の規定による。

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

立川市事務手数料条例（昭和42年立川市条例第12号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後		改正前	
別表第1（第2条・第3条関係）			
番号	事務	名称	金額
…略…	…略…	…略…	…略…
71	長期優良住宅の普及に関する法律第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定手数料	長期優良住宅建築等計画認定申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積に応じ、次に掲げる額（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申請があった場合においては、一の建築物について35の2の項に掲げる額（申請に係る計画に構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては35の3の項に掲げる額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について35の4の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加え
…略…	…略…	…略…	…略…
71	次の(1)から(3)までに掲げる区分に於いて、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積に応じ、次に掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合においては、(1)のア、(2)のア又は(3)のアに掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申請があった場合においては、一の建築物について35の2の項に掲げる額（申請に係る計画に構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては一の建築物について35の3の項に掲	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅建築等計画認定申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積に応じ、次に掲げる額（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申請があった場合においては、一の建築物について35の2の項に掲げる額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について35の4の項に掲げる額の

<p>ける額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においてはその項又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)を、当該建築物における認定申請戸数で除した額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>(1) 申請に併せて東京都知事が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 100平方メートル以内のもの</p> <p>イ 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p> <p style="text-align: right;">7,200円</p> <p style="text-align: right;">13,000円</p>		<p>た額)を、当該建築物における認定申請戸数で除した額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)。ただし、一戸建ての住宅(住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下次項において同じ。)については、本文中「次に掲げる額」とあるのは、「次の(1)に掲げる額」と読み替えるものとする。</p> <p>(1) 100平方メートル以内のもの</p> <p>ア 申請に併せて東京都知事が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合していることを示す書類(以下この項において「適合書類」という。))が提出されたもの</p> <p>イ ア以外のもの</p> <p style="text-align: right;">7,200円</p> <p style="text-align: right;">47,000円</p>
--	--	--

<p>立 500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの 23,000 円</p> <p>三 1,000 平方メートルを超え、2,500 平方メートル以内のもの 32,000 円</p> <p>オ 2,500 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの 61,000 円</p> <p>カ 5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの 104,000 円</p> <p>キ 10,000 平方メートルを超え、20,000 平方メートル以内のもの 172,000 円</p> <p>ク 20,000 平方メートルを超え、30,000 平方メートル以内のもの 216,000 円</p> <p>ケ 30,000 平方メートルを超えるもの</p>	<p>(2) 100 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの ア 適合書類が提出されたもの 13,000 円 イ ア以外のもの 109,000 円</p> <p>(3) 500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの ア 適合書類が提出されたもの 23,000 円 イ ア以外のもの 175,000 円</p> <p>(4) 1,000 平方メートルを超え、2,500 平方メートル以内のもの ア 適合書類が提出されたもの 32,000 円 イ ア以外のもの 345,000 円</p> <p>(5) 2,500 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以</p>		
--	--	--	--

立	500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	216,000 円	もの
エ	1,000 平方メートルを超え、2,500 平方メートル以内のもの	2,809,000 円	イ ア以外のもの
オ	2,500 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの	172,000 円	(9) 30,000 平方メートルを超えるもの
カ	5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの	234,000 円	ア 適合書類が提出されたもの
キ	10,000 平方メートルを超え、20,000 平方メートル以内のもの	3,443,000 円	イ ア以外のもの
ク	20,000 平方メートルを超え、30,000 平方メートル以内のもの		
ケ	30,000 平方メートルを超えるもの		

1,373,000 円				
(3) (1)及び(2)以外の場合				
ア	100 平方メートル以内 のもの	47,000 円		
イ	100 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	109,000 円		
ウ	500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	175,000 円		
エ	1,000 平方メートルを超え、2,500 平方メートル以内のもの	345,000 円		
オ	2,500 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの	617,000 円		
カ	5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの	1,062,000 円		
キ	10,000 平方メートルを			

	<p>超え、20,000 平方メートル以内のもの 1,964,000 円</p> <p>ク 20,000 平方メートルを 超え、30,000 平方メートル以内のもの 2,809,000 円</p> <p>ケ 30,000 平方メートルを 超えるもの 3,443,000 円</p>	
	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積に100分の50を乗じて得た面積（床面積の増加する部分）にあつては、当該増加する部分の床面積）に於て71の項(1)のアからケまで、(2)のアからケまで又は(3)のアからケまでに掲げる額（当該住宅が一户建ての住宅の場合においては、71の項(1)のア、(2)のア又は(3)のアに掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において規定する第6条第2項の規定に基づいて準用する第6条第2項の規定に基づいて準用する第6条第2項の規定）</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>
72	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>
72	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>

<p>…略…</p> <p>備考</p>	<p>定に基づく申出があった場合に おいては、一の建築物について 35の2の項に掲げる額（申請に 係る計画に構造計算適合性判定 を要する部分が含まれる場合に おいては一の建築物について35 の3の項に掲げる額の手数料を 加えた額、建築基準法第87条の 2に規定する昇降機に係る部分 が含まれる場合においては当該 昇降機1基について35の4の項 又は35の5の項に掲げる額の 手数料を加えた額）の手数料を 加えた額（100円未満の端数 があるときは、これを切り捨 てる。）</p>	<p>…略…</p> <p>備考</p>
<p>…略…</p> <p>備考</p>	<p>…略…</p>	<p>…略…</p> <p>備考</p>
<p>…略…</p> <p>備考</p>	<p>…略…</p>	<p>…略…</p> <p>備考</p>
<p>…略…</p> <p>備考</p>	<p>…略…</p>	<p>…略…</p> <p>備考</p>
<p>…略…</p> <p>備考</p>	<p>…略…</p>	<p>…略…</p> <p>備考</p>
<p>…略…</p> <p>備考</p>	<p>…略…</p>	<p>…略…</p> <p>備考</p>
<p>…略…</p> <p>備考</p>	<p>…略…</p>	<p>…略…</p> <p>備考</p>
<p>…略…</p> <p>備考</p>	<p>…略…</p>	<p>…略…</p> <p>備考</p>
<p>…略…</p> <p>備考</p>	<p>…略…</p>	<p>…略…</p> <p>備考</p>
<p>…略…</p> <p>備考</p>	<p>…略…</p>	<p>…略…</p> <p>備考</p>
<p>…略…</p> <p>備考</p>	<p>…略…</p>	<p>…略…</p> <p>備考</p>
<p>…略…</p> <p>備考</p>	<p>…略…</p>	<p>…略…</p> <p>備考</p>
<p>…略…</p> <p>備考</p>	<p>…略…</p>	<p>…略…</p> <p>備考</p>
<p>…略…</p> <p>備考</p>	<p>…略…</p>	<p>…略…</p> <p>備考</p>
<p>…略…</p> <p>備考</p>	<p>…略…</p>	<p>…略…</p> <p>備考</p>
<p>…略…</p> <p>備考</p>	<p>…略…</p>	<p>…略…</p> <p>備考</p>
<p>…略…</p> <p>備考</p>	<p>…略…</p>	<p>…略…</p> <p>備考</p>
<p>…略…</p> <p>備考</p>	<p>…略…</p>	<p>…略…</p> <p>備考</p>
<p>…略…</p> <p>備考</p>	<p>…略…</p>	<p>…略…</p> <p>備考</p>
<p>…略…</p> <p>備考</p>	<p>…略…</p>	<p>…略…</p> <p>備考</p>
<p>…略…</p> <p>備考</p>	<p>…略…</p>	<p>…略…</p> <p>備考</p>
<p>…略…</p> <p>備考</p>	<p>…略…</p>	<p>…略…</p> <p>備考</p>
<p>…略…</p> <p>備考</p>	<p>…略…</p>	<p>…略…</p> <p>備考</p>
<p>…略…</p> <p>備考</p>	<p>…略…</p>	<p>…略…</p> <p>備考</p>
<p>…略…</p> <p>備考</p>	<p>…略…</p>	<p>…略…</p> <p>備考</p>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

